

南相馬市営原町墓地条例 抜粋

(使用料)

- 第 11 条 市営墓地の使用料（以下「使用料」という。）は、別表第 1 に定める額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市外に住所を有する使用者の使用料は、同項の使用料に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。
  - 3 使用料は、使用許可の際に使用者から徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めた者に対しては、許可申請の日から起算して 2 年を限度として分割して徴収することができる。
  - 4 市長は、前 3 項に規定する使用料を全額納入した者に対し、使用許可証を交付する。

別表第 1（第 11 条関係）

区分	単位	金額
南相馬市営原町橋本町墓地	1 平方メートル	52,000円
南相馬市営原町陣ヶ崎公園墓地	1 平方メートル	43,000円

備考 使用料の算定の基礎となる面積に 1 平方メートル未満の端数があるときは、これを切り上げて計算するものとする。

(管理料)

- 第 13 条 市長は、共用部分の清掃及び管理に要する経費として別表第 2 に定める管理料を徴収する。
- 2 前項の管理料の徴収方法は、毎年徴収とする。
  - 3 年度途中で使用者となった者に対しては、第 1 項の管理料の範囲内で市長が規則で定める管理料を徴収する。

別表第 2（第 13 条関係）

区分	単位	金額（年額）
南相馬市営原町 橋本町墓地	5 平方メートル以下	570円
	5 平方メートルを超え 10 平方メートル以下	920円
	10 平方メートルを超え 15 平方メートル以下	1,500円
	15 平方メートルを超え 20 平方メートル以下	2,070円
	20 平方メートルを超え 30 平方メートル以下	2,650円
	30 平方メートルを超えるもの	3,230円
南相馬市営原町 陣ヶ崎公園墓地	1 区画	1,150円